

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

舞鶴市長 鴨田 秋津

市町村名 (市町村コード)	舞鶴市 (26202)	
地域名 (地域内農業集落名)	白糸・青葉地区 ( 堂奥 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月 30日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落内に営農組合等はなく、各個人で農地の管理を行っている。  
近年まで市街化区域であったこともあり、農用地区域への指定がない状況。  
そのため、集落内においても農地に対する価値観の違いが大きく、地域としての意見をまとめることが難しい。  
また、高齢化や担い手不足により農家数が減少し、農地の維持管理が非常に困難になっている。  
水路等の老朽化も激しく、担い手の耕作意欲の減退につながっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の課題として、担い手不足などが懸念されるが、今後も可能な限り農地の保全等に努める。  
栽培作物については、水稻を中心に耕作を行っていくが、自給率向上のため野菜等の畑作も併せて確保していく。  
農用地指定や水路等の整備についても検討していく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6.92 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6.92 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の対象地は現在耕作中の農地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を利用を検討するが、まずは個人が農地の管理をしていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
意欲のある担い手を育成し、地域内の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
当面、現状の区画整理された圃場のまま、農道・水路の維持管理を行っていく。 畦の撤去等を行い区画の拡大を図るなど、小規模な基盤整備についても検討していきたい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の高齢化が進み集落営農は困難な現状であるが、助成金等を活用し、地域内の優良農地を守り、地域内の耕作意欲のある担い手へ集積を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①頻繁に有害鳥獣が出没するため、被害の大きい地域については、檻やメッシュ柵の設置・管理を行う。  
②地域内の各担い手が自らのほ場の保管理を行う。